

平成30年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1/2)

項 目	回 答 趣 旨
1. 公共事業予算の増額確保と県内業者の受注機会の拡大	<p>■公共事業予算の継続的な増額確保 今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、ストック効果を重視した公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保するよう努めて参ります。</p> <p>■県内業者の受注機会の拡大 関東地方整備局では、総合評価落札方式において、地域企業がより参加しやすいよう、“地域精通度”や“地域貢献度”を高く評価する「地域密着工事型」や災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を設定しており、平成30年度においてもこれらの取組を引き続き実施して参ります。 また、併せて国発注工事の実績がない企業でも、都県政令市発注の工事实績を評価する「自治体実績評価型」や簡易な施工計画のみを評価対象とする「技術提案チャレンジ型」の試行工事にも引き続き取り組んで参ります。</p>
2. 施工時期の平準化について	<p>■2か年国債、ゼロ国債の一層の拡大</p> <p>■繰越制度の柔軟な運用と必要経費の適切な計上</p> <p>■県、市町村における取組の促進</p> <p>■適切な設計変更や工期の設定なども含め、整備局の取組などについて市町村に周知 施工時期の平準化について、関東地方整備局では、「平成30年度までに平準化率0.9以上の達成」を目標として設定し、鋭意取り組んでいるところです。 具体的には、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため計画的な発注に努めるとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、状況に応じ繰越制度や2か年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に取り組んでおります。平成30年度においては、平準化を目的とした2年国債を、前年度のおおよそ1.7倍に拡大し、昨年度と同様にゼロ国債を設定するなど計画的な工事発注に努めていきます。 また、県、市町村における平準化の取組については、国や地方公共団体等の発注機関で構成される「関東ブロック発注者協議会」において、それぞれの発注機関が平準化等の目標設定の検討に取り組んでいるほか、参加企業の技術者の配置計画、労務資材の手配に活用いただけるよう、各発注機関の「発注見通し」を都県の地区単位で統合し公表を行っています。埼玉県内においては、地区単位を12地区とし、平成30年4月からは国、特殊法人、県のほか43の市町村が参画して統合公表を行っています。今後においても、県と連携し、参画機関の拡大を図って参ります。 改正品確法の理解を深める取組については、関東ブロック発注者協議会において、各発注機関が品確法運用指針で定めた発注者の責務について、取組状況をそれぞれが客観的に評価できるよう、「全国统一指標」として設定し、平成28年度の調査結果を昨年12月に公表しました。 改正品確法の市町村への浸透については、都・県及び区・市町村で構成される都県単位の発注者協議会において、整備局からの情報提供を行っているほか、区・市町村を直接訪問しての出前講座や要請活動を実施しています。埼玉県においては、今年1月に開催された埼玉県発注者協議会において、関東地方整備局から運用指針の趣旨説明のほか、設計変更ガイドラインや工期設定ガイドラインなどの取組みを情報提供しています。 また、関東地方整備局の独自の取組みとして、都県と連携して、品確法運用指針で求めている発注関係事務に関する話題等、地方公共団体の代表的な取組を紹介した「発注者ナビ」を今年3月から市町村に配信を開始したところであり、今後においても、様々な機会を通じて都県と連携し、運用指針の浸透を図って参ります。</p>

平成30年度 (一社) 埼玉県建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2/2)

項 目	回 答 趣 旨
2. 施工時期の平準化について	<p>■工事の発注に当たっては、設計図書を精査するとともに、契約後速やかに現場に取りかけられるよう、関係機関との協議、その他の調整を済ませていただきたい</p> <p>関東地方整備局では、工事発注に際して施工地域の自然条件や社会条件、関係機関との協議や関連施設との調整等を事前に済ませ、工事が円滑に施工できるよう、設計図書における条件明示の徹底を目的として作成した「土木工事条件明示の手引き(案)」(平成30年3月改訂)を活用し、適正な設計図書の作成及び積算内容の整合を図り、適切な工事発注に取り組んでいるところです。これらについては、引き続き、現場で確実に実施されるよう巡回現場会議や整備局内の会議等を通じて事務所に周知徹底を図って参ります。</p>
3. 週休2日制モデル工事について	<p>■「工事工程の共有」の徹底とともに、工事を進めるにあたって支障となる未解決課題への対応時期が遅れることのないようお願い</p> <p>国土交通省では、維持工事を除く全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすることとしています。</p> <p>これを踏まえ、関東地方整備局においても、受注者が現場着手前に関係機関との調整、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえたクリティカルパスを含む工事工程表を作成し、監督職員と共有するとともに、工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(発注者又は受注者)を明確にすることとしています^(※1)。</p> <p>さらに、発注時に工期設定の根拠となる条件を示した工事工程表の開示(試行)を進めているところです。</p> <p>また、当初予期し得なかった種々の要因により支障となる未解決事項が生じた場合には、設計・施工技術連絡会議(三者会議)やワンデーレスポンス、設計変更審査会を通じて速やかに解決を図り、円滑な施工ができるよう取り組んでいるところです。</p> <p>これらについては、引き続き、現場で確実に実施されるよう巡回現場会議や整備局内の会議等を通じて事務所に周知徹底を図って参ります。</p> <p>(※1)：平成30年3月20日本省通知「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」</p> <p>■週休2日制モデル工事における工事費の実態を把握し、適正な予定価格の設定に反映するようお願い</p> <p>国土交通省では、平成30年4月1日以降に入札公告する工事のうち週休2日の確保に取り組む工事においては、現場の閉所状況に応じて各経費の補正を行うとともに、最新の施工実態等を踏まえ間接工事費、労務費及び機械経費(賃料)の各経費の補正係数を見直した^(※1)ところであり、関東地方整備局(直轄工事)においても、これにもとづき、価格に適正に反映していくこととしています。</p> <p>(※1)：平成30年3月20日本省通知「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」</p>
4. ICT施工の拡大と適正な予定価格の設定	<p>■意欲のある多くの会員企業が生産性の向上に取り組めるよう、今後ともICT施工の拡大をお願い</p> <p>関東地方整備局では、ICT土工、ICT舗装工に続き、平成30年度にICT浚渫工(河川)を適用していきます。ICT舗装工は、セメント・コンクリート舗装工にも適用されます。また、工種拡大として、平成29年度末に開催された第6回ICT導入協議会において、ICT法面工やICT舗装工の維持修繕工が挙げられており、今後の適用に向け、検討されているところです。新たな情報が分かりましたら、お知らせ致します。</p> <p>■小規模工事においても適正な利潤が確保できるよう、適正な予定価格の設定をお願い</p> <p>ICT施工を対象とした実態調査を行ったところ、小規模土工を中心にICT建機使用割合が高い傾向であることが判りました。これを踏まえ、積算要領を改訂し、平成30年2月1日以降入札契約手続きを開始する工事から、受注者の皆様が監督職員に提出する稼働実績資料に基づき協議し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量をもって、精算変更することとしております。</p> <p>引き続き、現場の実態把握を進め、より実態を踏まえた積算や要領への見直し・改善につながるよう尽力して参ります。</p>